

上尾市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

上尾市長 畠山 稔

上尾市条例第5号

上尾市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 上尾市職員の給与に関する条例(昭和30年上尾市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「災害派遣手当」の次に「(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)」を加える。

第8条第1項中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に、「前項第2号」を「前項第1号」に、「1万円」を「1万3,000円」に改める。

第9条第1項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に、同項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改め、同条第2項及び第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改める。

第9条の2第2項中「100分の6」を「100分の8」に改める。

第10条の2第2項第1号及び第3号中「5万5,000円」を「15万円」に改める。

第16条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第16条の5の2第1項中「災害応急対策又は災害復旧のため」を「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8において読み替えて準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定により、市に」に改める。

第16条の7中「、第7条の2から第9条まで並びに第9条の3」を「並びに第7条の2から第9条まで」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	265,300	321,300	355,200	408,300	410,800	422,100
	2	184,600	266,300	323,100	356,900	410,200	413,300	425,200
	3	185,800	267,300	324,900	358,500	412,100	415,600	428,300
	4	186,900	268,300	326,600	360,100	413,900	418,000	431,400
	5	188,000	269,300	328,300	361,700	415,700	420,500	434,500
	6	189,700	270,300	330,000	363,500	417,500	422,900	437,600
	7	191,300	271,300	331,700	365,000	419,300	424,800	440,700
	8	192,900	272,300	333,400	366,600	421,100	426,900	443,800
	9	194,500	273,300	335,000	368,000	422,700	429,000	446,900
	10	196,200	274,300	336,700	369,600	424,200	431,200	450,000
	11	197,800	275,300	338,400	371,200	425,700	433,100	453,100
	12	199,400	276,400	340,000	372,700	427,200	435,200	456,200

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

13	201,000	277,400	341,500	374,600	428,700	437,300	459,300
14	202,700	278,700	343,100	376,500	430,000	439,200	462,400
15	204,400	280,000	344,700	378,400	431,300	440,900	465,500
16	206,100	281,200	346,200	380,200	432,500	442,700	468,600
17	207,400	282,500	347,600	381,700	433,700	444,600	471,600
18	209,000	283,800	349,300	383,500	435,000	446,500	474,600
19	210,600	285,000	350,900	385,200	436,300	448,300	477,600
20	212,100	286,200	352,500	386,800	437,500	450,100	480,600
21	213,600	287,300	353,700	388,500	438,700	451,900	483,600
22	215,200	288,500	355,200	389,900	439,500	453,600	486,700
23	216,800	289,800	356,700	391,300	440,300	455,400	489,400
24	218,400	291,100	358,200	392,700	441,100	456,900	492,500
25	220,000	292,400	359,900	394,100	441,700	458,300	495,500
26	221,700	293,400	361,700	395,300	442,300	459,800	498,600
27	223,000	294,400	363,400	396,500	442,900	461,200	501,300
28	224,300	295,500	365,100	397,500	443,500	462,500	503,600
29	225,600	296,600	366,500	398,600	444,200	463,800	505,900
30	226,700	297,800	367,800	399,800	445,000	465,000	508,200
31	227,800	298,900	369,000	400,900	445,400	466,000	510,200
32	228,900	300,100	370,400	402,000	446,100	466,700	511,600
33	230,000	301,300	371,500	402,700	446,600	467,400	513,100
34	231,500	302,600	372,400	403,400	447,000	468,100	514,500
35	233,000	303,900	373,400	404,100	447,400	468,800	515,700
36	234,500	305,200	374,500	404,800	447,800	469,500	
37	236,000	306,500	375,300	405,400	448,200	470,100	
38	237,500	307,800	376,200	406,000	448,600	470,700	
39	239,000	309,100	377,100	406,500	449,000	471,200	
40	240,500	310,400	377,900	406,900	449,300	471,800	
41	242,000	311,700	378,700	407,300	449,600	472,400	
42	243,400	313,000	379,500	407,500	450,000	473,000	

43	244,800	314,300	380,300	407,800	450,300	473,500	
44	246,200	315,400	381,000	408,100	450,600		
45	247,400	316,300	381,700	408,400	450,900		
46	248,600	317,600	382,400	408,700			
47	249,800	318,900	383,100	409,000			
48	251,000	320,200	383,800	409,300			
49	252,100	321,400	384,300	409,500			
50	253,200	322,700	384,900	409,800			
51	254,300	323,900	385,500	410,100			
52	255,400	325,100	386,200	410,400			
53	256,400	326,400	386,600	410,600			
54	257,400	327,500	387,200	410,900			
55	258,400	328,600	387,800	411,200			
56	259,400	329,700	388,300	411,500			
57	260,400	330,400	388,700	411,700			
58	261,300	331,300	389,300	412,000			
59	262,200	332,000	389,900	412,300			
60	263,100	332,800	390,400	412,500			
61	263,900	333,600	390,800	412,700			
62	264,700	334,000	391,300	413,000			
63	265,500	334,600	391,800	413,300			
64	266,300	335,300	392,400	413,500			
65	267,000	336,100	392,700	413,700			
66	267,800	336,800	393,100	414,000			
67	268,600	337,500	393,500	414,300			
68	269,300	338,100	393,900	414,500			
69	270,000	338,600	394,200	414,700			
70	270,800	339,200	394,500	415,000			
71	271,600	339,700	394,800	415,300			
72	272,300	340,300	395,000	415,500			

73	273,000	340,600	395,200	415,700			
74	273,800	341,100	395,500				
75	274,600	341,500	395,800				
76	275,300	341,900	396,000				
77	276,000	342,300	396,200				
78	276,700	342,800	396,500				
79	277,400	343,300	396,800				
80	278,100	343,800	397,000				
81	278,800	344,100	397,200				
82	279,500	344,500	397,500				
83	280,200	344,900	397,800				
84	280,900	345,300	398,000				
85	281,500	345,600	398,200				
86	282,200	346,000					
87	282,800	346,400					
88	283,500	346,800					
89	284,100	347,000					
90	284,800	347,400					
91	285,400	347,800					
92	286,100	348,200					
93	286,700	348,400					
94		348,800					
95		349,200					
96		349,500					
97		349,800					
98		350,200					
99		350,600					
100		351,000					
101		351,500					
102		351,900					

	103		352,300					
	104		352,700					
	105		353,200					
	106		353,600					
	107		353,900					
	108		354,200					
	109		354,700					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		219,500	260,000	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

(上尾市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 上尾市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和45年上尾市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第17条中「及び第5条の3」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(雑則)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年上尾市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第3項及び」を「次項及び第3項並びに」に改め、同条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第3項及び」を「次項及び第3項並びに」に、「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第19条において「配偶者等」

という。)」を加え、同条第3項中「第11条」を「第11条第1項」に改める。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(勤務環境の整備に関する措置等)

第19条 任命権者は、職員からの当該職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことの申出及び仕事と介護との両立に資する制度又は措置の請求が円滑に行われるよう勤務環境の整備に関し必要な措置等を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第10項の規定は、公布の日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下この項及び次項において「切替日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の上尾市職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)及び切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前2項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の給与条例及びこれに基づく市規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(扶養手当に関する経過措置)

5 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の上尾市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第8条及び第9条の規定の適用については、改正後の給与条例第8条第2項中「次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者及び配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））」と、同条第3項中「3,500円）」とあるのは「3,500円）、扶養親族たる配偶者については3,000円（6級職員にあつては、零）」と、「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、改正後の給与条例第9条中「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる父母等及び扶養親族たる配偶者」とする。

6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の上尾市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及び配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））」とする。

（地域手当に関する経過措置）

7 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例第9条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の8」とあるのは、「100分の7」とする。

（通勤手当に関する経過措置）

8 改正後の給与条例第10条の2第2項第1号及び第3号の規定は、令和7年4月1日以後を始期とする支給単位期間（同条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）の通勤手当について適用し、同日前を始期とする支給単位期間の通勤手当については、なお従前の例による。

（管理職員特別勤務手当に関する経過措置）

9 改正後の給与条例第16条第2項及び第3項の規定は、令和7年4月1日以後に命じられた勤務について適用し、同日前に命じられた勤務については、なお従前の例による。

（上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

10 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤

務の制限に係る期間の開始の日とする第3条の規定による改正後の上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

（市規則への委任）

- 1 1 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

（上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 1 2 上尾市職員の育児休業等に関する条例（平成4年上尾市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

（上尾市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

- 1 3 上尾市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年上尾市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第10条第9項中「、第7条の2から第9条まで並びに第9条の3」を「並びに第7条の2から第9条まで」に改める。

附則別表（附則第2項関係）

職員の号給の切替表

旧号給						新号給					
2級	3級	4級	5級	6級	7級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1
3	3	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1
4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1
5	5	5	5	5	5	1	1	1	1	1	1
6	6	6	6	6	6	2	1	1	1	1	1
7	7	7	7	7	7	3	1	1	1	1	1

8	8	8	8	8	8	4	1	1	1	1	1
9	9	9	9	9	9	5	1	1	1	1	1
10	10	10	10	10	10	6	1	1	1	1	1
11	11	11	11	11	11	7	1	1	1	1	1
12	12	12	12	12	12	8	1	1	1	1	1
13	13	13	13	13	13	9	1	1	1	1	1
14	14	14	14	14	14	10	1	1	1	1	1
15	15	15	15	15	15	11	1	1	1	1	1
16	16	16	16	16	16	12	1	1	1	1	1
17	17	17	17	17	17	13	1	1	1	1	1
18	18	18	18	18	18	14	1	1	1	1	1
19	19	19	19	19	19	15	1	1	1	1	1
20	20	20	20	20	20	16	1	1	1	1	2
21	21	21	21	21	21	17	1	1	1	1	3
22	22	22	22	22	22	18	2	1	1	1	4
23	23	23	23	23	23	19	3	1	1	1	5
24	24	24	24	24	24	20	4	1	1	1	6
25	25	25	25	25	25	21	5	1	1	1	7
26	26	26	26	26	26	22	6	2	1	1	8
27	27	27	27	27	27	23	7	3	1	1	9
28	28	28	28	28	28	24	8	4	1	1	10
29	29	29	29	29	29	25	9	5	1	1	11
30	30	30	30	30	30	26	10	6	1	1	12
31	31	31	31	31	31	27	11	7	1	1	13
32	32	32	32	32	32	28	12	8	1	2	14
33	33	33	33	33	33	29	13	9	1	3	15
34	34	34	34	34	34	30	14	10	1	4	16
35	35	35	35	35	35	31	15	11	1	5	17
36	36	36	36	36	36	32	16	12	1	6	18
37	37	37	37	37	37	33	17	13	1	7	19

38	38	38	38	38	38	34	18	14	1	8	20
39	39	39	39	39	39	35	19	15	1	9	21
40	40	40	40	40	40	36	20	16	1	10	22
41	41	41	41	41	41	37	21	17	1	11	23
42	42	42	42	42	42	38	22	18	2	12	24
43	43	43	43	43	43	39	23	19	3	13	25
44	44	44	44	44	44	40	24	20	4	14	26
45	45	45	45	45	45	41	25	21	5	15	27
46	46	46	46	46	46	42	26	22	6	16	28
47	47	47	47	47	47	43	27	23	7	17	29
48	48	48	48	48	48	44	28	24	8	18	30
49	49	49	49	49	49	45	29	25	9	19	31
50	50	50	50	50	50	46	30	26	10	20	32
51	51	51	51	51	51	47	31	27	11	21	33
52	52	52	52	52	52	48	32	28	12	22	34
53	53	53	53	53	53	49	33	29	13	23	35
54	54	54	54	54		50	34	30	14	24	
55	55	55	55	55		51	35	31	15	25	
56	56	56	56	56		52	36	32	16	26	
57	57	57	57	57		53	37	33	17	27	
58	58	58	58	58		54	38	34	18	28	
59	59	59	59	59		55	39	35	19	29	
60	60	60	60	60		56	40	36	20	30	
61	61	61	61	61		57	41	37	21	31	
62	62	62	62	62		58	42	38	22	32	
63	63	63	63	63		59	43	39	23	33	
64	64	64	64	64		60	44	40	24	34	
65	65	65	65	65		61	45	41	25	35	
66	66	66	66	66		62	46	42	26	36	
67	67	67	67	67		63	47	43	27	37	

68	68	68	68	68		64	48	44	28	38	
69	69	69	69	69		65	49	45	29	39	
70	70	70	70	70		66	50	46	30	40	
71	71	71	71	71		67	51	47	31	41	
72	72	72	72	72		68	52	48	32	42	
73	73	73	73	73		69	53	49	33	43	
74	74	74	74			70	54	50	34		
75	75	75	75			71	55	51	35		
76	76	76	76			72	56	52	36		
77	77	77	77			73	57	53	37		
78	78	78	78			74	58	54	38		
79	79	79	79			75	59	55	39		
80	80	80	80			76	60	56	40		
81	81	81	81			77	61	57	41		
82	82	82	82			78	62	58	42		
83	83	83	83			79	63	59	43		
84	84	84	84			80	64	60	44		
85	85	85	85			81	65	61	45		
86	86	86				82	66	62			
87	87	87				83	67	63			
88	88	88				84	68	64			
89	89	89				85	69	65			
90	90	90				86	70	66			
91	91	91				87	71	67			
92	92	92				88	72	68			
93	93	93				89	73	69			
94	94	94				90	74	70			
95	95	95				91	75	71			
96	96	96				92	76	72			
97	97	97				93	77	73			

98	98					94	78				
99	99					95	79				
100	100					96	80				
101	101					97	81				
102	102					98	82				
103	103					99	83				
104	104					100	84				
105	105					101	85				
106						102					
107						103					
108						104					
109						105					
110						106					
111						107					
112						108					
113						109					